

九州大学国際戦略企画室規程

令和2年度九大規程第83号

制定：令和3年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、国際戦略企画室（以下「戦略企画室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 戦略企画室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 本学の国際戦略の策定に関すること。
- (2) 本学の教育及び研究の国際化の推進に関すること。
- (3) 部局の国際化の促進及び支援に関すること。
- (4) 国際化に係る特定プロジェクトの実施及び支援に関すること。
- (5) その他国際交流の推進に関すること。

(組織)

第3条 戦略企画室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、戦略企画室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、戦略企画室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、戦略企画室の業務及び事務を処理する。

(事務)

第7条 戦略企画室に関する事務は、事務局及び部局事務部各課等の協力を得て、国際部国際企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、戦略企画室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。